

官報

昭和四十年四月二十一日

○第四十八回 衆議院会議録 第三十七号

昭和四十年四月二十一日(水曜日)

議事日程 第三十五号

昭和四十年四月二十一日

午後二時開議

第一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求める件

第三 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求める件

日程第三 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

〔藤本孝雄君登壇〕

○藤本孝雄君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在、医療手当の支給限度額は法律で定めておりますが、本案は、これを彈力的に運用するため、政令で定めようとするものであります。

本案は、去る三月二十四日本委員会に付託となり、四月十五日の委員会において、質疑を終了し、

採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決しました。

なお、本案に対しては、本法の施行にあたり、今後一そろ改善に努力し、かつ国民健康保険などの財政上の負担が加重している実情にかんがみ、抜本的対策を検討する等の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

内閣總理大臣 佐藤 梅作

昭和四十年一月二十七日

右

国会に提出する。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(昭和三十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の八中「月額二千円を限度として、」を削る。

〔参照〕

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会停止)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十年四月一日から施行」を「公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用」に改める。

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

以上の御報告申し上げます。(拍手)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十年四月一日から施行」を「公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用」に改める。

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求める件

日程第三 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十一 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十二 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十三 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十四 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十五 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十六 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十七 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十八 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十九 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

理由

千九百四十八年七月九日に国際労働機関の総会

で採択された結社の自由及び団結権の保護に関する条約は、労働者及び使用者の結社の自由を保障

し、団結権を保護することを目的としており、その趣旨は望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することいたしたい。これが、この事件を提出する理由である。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)

国際労働機関の総会は、理事会によりサン・フランシスコに招集され

て、千九百四十八年六月十七日にその第三十一回会期として会合し、

この会期の議事日程の第七議題である結社の自由及び団結権の保護に関する提案を条約の形式に

由及び団結権の保護に関する提案を条約の形式により採択することを決定し、

国際労働機関憲章の前文が、「結社の自由の原

則の承認は労働条件を改善し、かつ、平和を確立する手段であると宣言していることを考慮し、

フィラデルフィア宣言が、「表現及び結社の自由は不斷の進歩のために欠くことができない」と

とを再確認していることを考慮し、

国際労働機関が、その第三十二回会期において、

国際的規制の基礎となる原則を全会一致で採択したことと考慮し、

たことを考慮し、

国際労働機関が、その第二回会期において、こ

の原則を是認し、かつ、一又は二以上の国際条約

を採択することができるよう努めを統

ることを国際労働機関に要請したことを考慮し

て、

次の条約(引用に際しては、千九百四十八年の

結社の自由及び団結権保護条約と称することがで

きる)を千九百四十八年七月九日に採択する。

第一部 結社の自由

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟

国は、次の諸規定を実施することを約束する。

第一条 結社の自由

労働者及び使用者は、事前の認可を受けること

なしに、自ら選択する団体を設立し、及びその團

体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。

第三条

1 労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する。

2 公の機關は、この権利を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるよういかなる干涉を差し控えなければならない。

第四条

労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によつて解散させられ又はその活動を停止させられることはならない。

第五条

労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これらの団体、連合又は総連合は、国際的な労働者団体及び使用者団体に加入する権利を有する。

第六条

この条約第二条、第三条及び第四条の規定は、労働者団体及び使用者団体の連合及び総連合に適用する。

第七条

労働者団体及び使用者団体並びにそれぞれの連合及び総連合による法人格の取得については、この条約第二条、第三条及び第四条の規定の適用を制限するような性質の条件を付してはならない。

第八条

この条約に規定する権利を行使するに当たつては、労働者及び使用者並びにそれぞれの団体は、他の個人又は組織化された集団と同様に国内法令を尊重しなければならない。

第九条

この条約に規定する保障を阻害するようなものであつてはならず、また、これを阻害するよう適用してはならない。

第十条

この条約において「団体」とは、労働者又は使用者の利益を増進し、かつ、擁護することを目的とする労働者団体又は使用者団体をいう。

第十二条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准と同時に又はその後なるべくすみやかに、次の事項を述べる宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えることなく適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が決定を留保する地域

一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

する。

いづれの加盟国も、1(b)、(c)又は(d)に基づきその最初の宣言において行なつた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。

いづれの加盟国も、第十六条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に関する現況を述べる宣言を事務局長に通知することができる。

第十三条

この条約の主題たる事項がいづれかの非本土地域の自治権内にあるときは、当該地域の国際関係について責任をもつ加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

この条約の義務を受諾する宣言は、次のもの

(a) 国際労働機関の二以上の加盟国の共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国

(b) 國際連合憲章又はその他によつて国際機関が施政の責任をもつ地域については、その国際機関

3 1及び2の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えることなく適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。

4 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつても放棄することができる。

5 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第十六条の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の

宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用についての現況を述べる宣言を国

際労働事務局長に通知することができる。

第四部 最終規定

第十四条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第十五条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長により登録されたものの拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、いづれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十六条

1 この条約を批准した各加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができます。その廃棄は、それが登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した各加盟国で、1に掲げる十年の期間の満了の後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、この条に定める条件に基づいて、十年の期間が満了することにこの条約を廃棄することができる。

第十七条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第十八条

国際労働事務局長は、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合憲章第二百二条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第十九条

この条約の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が満了することに、この条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第二十条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力を生じた瞬時に、第十六条の規定にかかるわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

(b) この条約を批准した各加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十一条

1 この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

2 以上は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催されて一千九百四十八年七月十日に閉会を宣言されたその第三十一回会期において、正

第二十二条

この条約の真正な本文である。

第二十三条

以上は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催されて一千九百四十八年七月十日に閉会を宣言されたその第三十一回会期において、正

第二十四条

以上の証拠として、われわれは、一千九百四十八年八月三十一日に署名した。

第二十五条

以上は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催されて一千九百四十八年七月十日に閉会を宣言されたその第三十一回会期において、正

第二十六条

以上は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催されて一千九百四十八年七月十日に閉会を宣言されたその第三十一回会期において、正

エドワード・フィーラン

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年一月二十二日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

法律

公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第

二百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「職員の組合(第四条—第七条)」を「労働組合(第四条—第七条)」に改める。

第三条中「労働組合(以下組合といふ)並びに労働関係及びその調整」を「労働関係」に改め、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「及び」、「第十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「労働委員会」と「第十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第二項」と削り、同条に次の一項を加える。

「組合」という。()に関する労働組合法第五条第一項及び第十一条第一項の規定による労働委員会の権限は、政令で定める区分により、公共企業体等労働委員会又は労働委員会が行なう。

2 職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「労働組合」という。)に於ける労働組合法第五条第一項及び第十一条第一項の規定による労働委員会の権限は、政令で定める区分により、公共企業体等労働委員会又は労働委員会が行なう。

第二章を次のように改める。

第二章 労働組合

第四条 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

2 公共企業体等労働委員会は、組合について、職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

昭和四十年四月二十一日 衆議院会議録第三十七号 結社の自由及び團結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件外四件

(組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、組合の業務にもつぱら従事することができない。ただし、公共企業体等の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可是、公共企業体等が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、公共企業体等は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつぱら従事する期間は、第二条第二項第一号の職員については当該公共企業体の職員としての在職期間を通じて三年をこえることができず、同項第二号の職員については同号の職員としての在職期間を通じて三年(その職員が国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことのある者であるときは、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をこえることができない。

4 第一項ただし書の許可是、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可是、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。

第八条第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の」を削る。

第十七条第一項前段中「その組合は、」を「組合は、公共企業体等に対し、」に改め、同項後段中「職員」の下に「並びに組合の組合員及び役員」を加える。
二 職員、公共企業体の役員又は組合の組合員若しくは役員
第四十条第一項(第四条第一項但書に規定する者を除く。)及び「(昭和二十二年法律第二百二十号)」を削る。

号」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」と「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第四条第一項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の規定により定められている範囲は、この法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により公共企業体等労働委員会が認定したものとみなす。

第三条 改正前の第七条に規定する事項については、改正後の同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第二項ただし書を削る。

第二十六条中「公共企業体等労働関係法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を加える。(日本国有鉄道法の一部改正)

第六条 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項ただし書を削る。

第三十五条中「公共企業体等労働関係法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を加える。

第七条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項ただし書を削る。

第三十六条中「公共企業体等労働関係法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を加える。

(國家公務員等退職手当法の一部改正)

第八条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の一部を次のようにより改正する。

第七条第四項中「その月数の二分の一に相当する月数」の下に「(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)」を加える。

第六条 職員は、組合の業務にもつぱら従事することができない。ただし、地方公営企業の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可是、地方公営企業が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、地方公営企業は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をこえることができない。

4 第一項ただし書の許可是、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可是、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

第七条を次のように改める。
(団体交渉の範囲)

第七条 第十三条第二項に規定するもののはか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに關し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

- 一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 弁職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項
- 三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項
- 第十一条第一項前段中「職員の労働組合は、」を「組合は、地方公営企業に対して」に改め、同項後段中「職員」の下に「並びに組合の組合員及び役員」を加える。
- 第十二条第二項を削る。
- 第十三条を次のように改める。
- (苦情処理)
- 第十三条 地方公営企業及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、地方公営企業を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならぬ。
- 第十五条第四号を次のように改める。
- 四 労働委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお労働争議が解決しない場合において、関係当事者の一方が仲裁の申請をしたとき、第十六条中「、第十条の規定は当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。
- 仲裁裁定に対する者は、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならず、また、地方公共団体の長は、当該仲裁裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定については、第十条の規定を適用する。

- (不当労働行為の申立て等)
- 第十六条の二 第十二条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てがあつた場合において、その申立てが当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、労働委員会は、同条第二項の規定にかかるわらず、これを受けることができない。
- 第十二条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立て又は同条第五項若しくは第十一項の再審査の申立てを受けたときは、労働委員会は、申立ての日から二月以内に命令を発するようしなければならない。
- 第十七条を次のように改める。
- (小規模の地方公営企業の職員)
- 第十七条 地方公営企業法第三十九条第一項の規定は、地方公営企業（同法第四章の規定が適用されるものを除く。）に勤務する職員について準用する。
- 2 地方公営企業法第三十七条、第三十八条及び第三十九条第二項の規定は、前項に規定する職員（同法第三十七条规定の政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。）について準用する。
- 附則 第四項中「〔昭和二十五年法律第二百六十一号〕を削り、「第十条」の下に「第十二条」を加える。
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五条第一項ただし書に規定する者について改正前の(経過措置)

第十六条の次に次の二条を加える。

(第五条第二項の事務の処理)

同条第二項の条例で定められてゐる範囲は、この法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により労働委員会が認定したものとみなす。

の規定は、適用しない。

理由

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）を批准することとするに伴い、地方公営企業の職員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

の法律の施行前にした行為に対する罰則

す。

第三条 改正前の第六条（改正前の附則第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項については、改正後の同条（改正後の附則第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方公営企業法の一都改正)

第五条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

(職員の労働関係の特例)

第三十六条 地方公営企業に従事する職員の労働関係については、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の定めるところによる。

第三十七条第一項中「企業職員」を「第十五条规定の職員（政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。）」に改める。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九条 第三十六条の職員については、地方公務員法第三十七条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで

ない。

2 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第五号、第三項及び第四項を除く。）、第二十三条から第二十六条まで

及び第五十八条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）の規定は、適用し

ない。

3 第二項及び第四十五条第二項から第四項ま

で、第三十六条、第三十九条第三項、第四十

条第二項及び第四十五条第二項から第四項ま

との直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているために、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴え提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事院は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならぬ。

ないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

第六項の規定による登録の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（法人たる職員団体）
第一百八条の四 登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（民法第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条及び第七十一条を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事院」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第一百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。

（交渉）
第一百八条の五 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

職員団体と當局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

国 の 事 務 の 管 理 及 び 運 営 に 關 す る 事 項 は 、 交 涉 の 対 象 と す る こ と が で き な い。

（職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することができる当局とする。

交渉は、職員団体と當局があらかじめ取り決

めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と當局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と當局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならぬ。

交渉は、前二項の規定に適合しないこととなるときは、これは、他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならぬ。

本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中ににおいても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

（職員団体のための職員の行為の制限）
第一百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら從事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら從事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可是、所轄庁の長が相当と認められる場合に与えることができるものとし、こ

れを与える場合には、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員としてもつぱら從事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務にもつぱら從事したことのある職員については、三年からそのもつぱら從事した期間を控除した期間）をこえることができない。

第一項ただし書の許可是、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら從事する者でなくならないときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行なうことは、活動してはならない。

（不利益取扱いの禁止）
第一百八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体における正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

第一百八条の八 第百九条第十四号を削る。

第一百十条第一項第二号を次のよう改める。

二 削除
第一百十条第一項第十六号を次のように改める。

第百十一条第一項第十七号中「第五項」を「第二項」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十一 第百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

第一百十一条中「第一百十条第一項第一号」を「前条第一項第一号、第二号」に、「第十六号」を「第十五号」に改める。

附則第十三条中「人事院規則」の下に「（人事院の

第五十五条の次に次の二条を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可是、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これ

を与える場合には、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職

員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、

前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認

める場合に与えることができるものとし、これ

を与える場合には、任命権者は、その許

可の有効期間を定めるものとする。

4 第一項ただし書の規定により登録を受けた職

員としての在職期間を通じて三年(地方公営

企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書(同法附則第四項に

おいて準用する場合を含む。)の規定により労働

組合の業務にもつぱら従事したことがある職員

については、三年からそのもつぱら従事した期

間を控除した期間)をとることができない。

5 第一項ただし書の許可是、当該許可を受けた

職員が登録を受けた職員団体の役員として当該

職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくな

ったときは、取り消されるものとする。

6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受

けながら、職員団体のためその業務を行ない、

又は活動してはならない。

第五十八条第三項中「労働基準法第二条、」の下

に「第二十四条第一項、」を、「第三十七条中勤務条件に関する部分」の下に、「第五十三条第一

項」を加える。

第六十条第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

附則第五項中「第十一項」を「第十項」に改める。

附則に次の二項を加える。

(地方自治法附則第八条に規定する職員)

20 地方自治法附則第八条に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二条第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をとえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の地方公務員法(以下「旧法」という。)第五十三条

第一項の規定により登録を受けた職員団体は、

この法律の施行の日から起算して三月以内に、

改正後の地方公務員法(以下「新法」という。)第

五十三条の規定による登録の申請をすることが

できる。この場合において、人事委員会又は公

平委員会は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第五十三条第一項の規定によ

る登録をした旨又はしない旨の通告をしなけれ

ばならない。

この法律の施行の際現に存する旧法第五十三

条第一項の規定により登録を受けた職員団体で

前項の規定による登録の申請をしないものの取扱いについては、この法律の施行の日から起算して三月を経過するまでの間、同項の規定によ

る登録の申請をしたものとの取扱いについては、

同項の規定により登録をした旨又はしない旨の

通知を受けるまでの間は、なお従前の例によ

る。ただし、新法第五十五条の規定の適用があ

るものとする。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一

項の規定による登録をした旨の通知を受けたも

のうち、その通知を受ける前に新法の規定に

基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出たものは、その通知を受けた時に新

法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて

存続するものとする。

るところにより審査請求をし、若しくは訴え提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構

成員としていることを妨げない。

3 公立学校の職員に係る地方公務員法第五十

二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、同条第四項の規定にかかわらず、国

立学校の職員の例に準じ、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める

第二十五条の六を削る。

(地方公務員法の一部改正)

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行

において、同項の規定による登録の申請をした旨又はしない旨の通知を受けた時において、そ

れぞれ解散するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、

新法第五十五条の二第一項の規定は適用せず、

職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつ

ぱら従事することができる。

(教育公務員特例法の一一部改正)

6 第二条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第

二号)を「及び第三十八条」に改める。

第二十二条の三の次に次の二条を加える。

(公立学校の職員の職員団体)

第二十二条の四 地方公務員法第五十三条及び第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二号)附則第二

条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方

公務員法第五十二条第一項に規定する職員団

体(当該都道府県内の一の地方公共団体の公

立学校の職員のみをもつて組織するものを除

く)は、当該都道府県の職員をもつて組織する

同一の項目に規定する職員団体とみなす。

(郵便貯金法の一部改正)

第七条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「第五十二条第三項」を「第五十二条第一項」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第六条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「職員団体の組織」を「職員団体」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百二十六條の四に次の二項を加える。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六

昭和四十年四月二十一日 衆議院会議録第三十七号 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件外四件

十一号)第五十二条の職員団体の事務にもつぱら従事する前項に規定する組合員については、当該職員団体を国家公務員法第百八条の二に規定する職員団体とみなして第九十九条の第四項の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のよろに改正する。

る。

第一百三十三条第四項中「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)」を削る。

第一百四十二条第二項の表第百十三条规定の項目中「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)」を削り、「第九十八条」を「第一百八条の二」と改め、同条に次の二項を加える。

6 地方公務員法第五十二条の職員団体の事務にもつぱら従事する國の職員である組合員について第二項の規定を適用する場合においては、同項の表中「國家公務員法第百八条の二」とあるのは、「地方公務員法第五十二条」とする。

理由

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに際し、地方公務員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。国

際労働条約第八十七号等特別委員長大橋武夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大橋武夫君登壇〕

○大橋武夫君 ただいま議題となりました五案件につきまして、国際労働条約第八十七号等特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、各案件の要旨について申し上げます。

条約は、労働者及び使用者がみずから選択する団体を結成し、またはこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有すること、労使団体がその規約及び規則を作成して完全な自由のもとにその代表者を選定し、その管理及び活動を定め、並びにその計画を立案すること、労使の団体は、自由に連合及び総連合を設立することができること等、労使団体の結社の自由についての諸原則を規定し、これを保障しているのであります。

本条約は、その批准が登録された日の後十二カ月で効力を生ずることになります。

次に、公労法と地公労法の各一部を改正する法律案について、その要旨を申し上げます。

さきに述べました条約を批准することとするに伴いまして、

第一に、職員でなければ組合員またはその役員となることができない旨の規定は、条約に定める無差別加入の原則並びに代表者の自由な選出についての規定に抵触するので、これを削除することといたしております。

第二は、管理、監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は労働組合を結成し、またはこれに加入することができない旨の規定も、この

であります。

第三は、争議行為を共謀、教唆、扇動することを禁止される者の範囲に職員以外の組合員及び役員を加えようとするものであります。

第四に、職員は労働組合の業務にもつぱら従事することができないという原則を規定するとともに、当局が相当と認めて許可した場合は、その者

の職員としての在職期間を通じて三年をこえない範囲内において役員として組合の業務にもつぱら従事することができる」ととし、さらにこの許可を受けた者は、その許可が効力を有する間は休職者とし、その期間は退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないことを規定しようとするものであります。

なお、この法律施行の日から二年間は、従前の例により在籍専従を認めることができることとしよろとするものであります。

次に、國家公務員法の一部を改正する法律案について、その要旨を申し上げます。

まず第一に、新たに職員団体の目的及び性格を明確にし、職員の団結権については、条約の趣旨にかんがみ、警察職員等團結を禁止される職員のうちから消防庁の職員を除くこと、及び管理もしくは監督の地位にある職員または機密の事務を取り扱う職員とこれらの職員以外の職員とは同一の職員団体を組織することができないこととするほ

どいよう改めようとするものであります。

第二に、職員団体の登録制度及び職員団体の交渉については、その手続及び要件等必要な事項を法定することとしよろとするものであります。

第三に、在籍専従についてであります。さきに述べた公労法、地公労法と同様の改正をしようとするものであります。

第四に、新たに内閣総理大臣を中心人事行政機関の一とし、各行政機関が行なう人事管理に関する方針、計画等に関する統一保持上必要な総合調整を行なうこととするに伴い、総理府総務長官は國務大臣をもつて充てること、総理府総務副長官を一人増員することとし、その事務を担当する部局として総理府に人事局を設置しようとするものであります。

第五に、國家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働関係の基本に関する事項を調査審議させるため、總理府に公務員制度審議会を設置しようとするものであります。

第六に、地方公務員法の一部を改正する法律案について、その要旨を申し上げます。

第一に、職員団体につきましては、その目的及び性格、登録、交渉、在籍専従等につき、さきに述べました地方公務員法の一部を改正する法律案に準じた改正をしようとするものであります。

なお、登録に関する事務は、人事委員会を置かない地方公共団体においては、公平委員会が行なうこととしよろとするものであります。

第二に、職員の給与の支払いについての原則を

国家公務員の場合と同様のたてまえで、地方公務員法自体において規定しようとするものであります。

第三に、教育公務員特例法の一部を改正し、公立学校の職員にかかる管理職員等の範囲は、公立学校の職員の例に準じ、人事委員会または公平委員会規則で定めることとしよろとするものであります。

14

び第百十一条の改正規定(第十六号)を「第十五号」に改める部分に限る。)並びに次条(第六項から第九項までを除く。)附則第六条、附則第九条、附則第十二条(第四十条第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に改める部分を除く。)附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十三条、附則第二十七条及び附則第二十八条の規定は、政令で定める日から施行する。

附則第二条第一項中「この法律の施行の際」を「この法律の施行(前条ただし書の規定による施行を含む。)」に改め、同条第六項中「この法律の施行」の下に「(前条ただし書の規定による施行を含む。)」を加える。

地方公務員法の一部を改正する法律案に対する意見

昭和四十年四月二十一日

三木 武夫	周東 英雄	久野 忠治	丹羽 兵助	河野 道太	田村 元	藤枝 泉介	井手 以誠	中井徳次郎	草野一郎平	田中 龍夫	中野 四郎	成田 知巳	山本 幸二	下平 正二	小林 進	野原 譲	西村 榮一	多賀谷真穂	伊藤卯四郎
-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------

○議長(船田中君) この際、修正案の趣旨弁明を許します。栗山礼行君。

〔栗山礼行君登壇〕

○栗山礼行君 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党を代表し、ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法の各改正案に対する修正案について、一括してその趣旨弁明を行ないたいと存じます。(拍手)

昭和三十五年四月ILO案件が初めて国会に提案されまして以来、今日まで実に五年、この間わざと

ただし、第八条の改正規定、第五十五条から第五十九条までの改正規定、第五十五条の次に改正規定並びに次条、附則第三条及び附則第五条から附則第八条までの規定は、政令で定める日から施行する。

附則第二条第一項中「この法律の施行の際」を「この法律の施行(前条ただし書の規定による施行をいう。以下この条において同じ。)の際」に改める。

地方公務員法の一部を改正する法律案において、**地方公務員法の一部を改正する法律案の一部を修正する**。次のように修正する。

銘木
吉川
一
栗山
礼行

<p>れわれの努力にもかかわらず本案件は六たび審議され、八十七号の締結について承認を求めるの件外四件</p> <p>し、ドライヤー対日調査団の来日など幾多の糾余曲折を経て、今日ここに議長裁定に基づき各党の意見が一致してその円満な解決を見んとしていることは、まさに感慨無量なるものがございます。(拍手)</p> <p>このたびの議長裁定案は、各党の立場よりすれば多くの不満があるとはいへ、ともかく最も最大の政治課題でありました八十七号条約の批准がここに実現し、国内法改正に關する各党意見の対立を当面凍結して、その疑義を第三者機関で再検討せしめることによつて問題の建設的解決と国会の正常化をはかり得ましたことは、まことに貴重な成果といふべきでございましょう。このことを通じて、われわれはようやくにしてILO当局に対し国際的責務を果たすと同時に、ドライヤー見解で戒められた諸点についてこれを回避し得ましたことは、まことに喜ばしき限りでござります。(拍手)</p> <p>私は、ここに三党を代表し、このたびの議長の御努力を高く評価するとともに、事態收拾のために各党が示された公正なる態度に対し深い敬意を表するものでござります。(拍手)</p> <p>さて、本修正案の内容並びにこれを提出するに至つた経緯と理由につきましては、すでに各党ともよく御承知のとおりでありますので、ここではその骨子を簡単に御説明申し上げたいと存じます。</p> <p>すなわち、本修正案におきましては、</p> <p>第一に、政府提案の条約批准に伴う国内法改正四法案は、内容的に多くの問題点が存在していることにかんがみ、この際それらの問題点については、第三者機関たる公務員制度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るまでの間、それらの諸</p>	<p>条項につきましては、その施行を延期するとともに、答申が行なわれた場合は、これを尊重して所要の改正を行なうこといたしましたのであります。</p> <p>第二に、その具体的措置といいたしまして、各改正案の施行期日の規定にただし書きを設け、特定の規定の施行については、別に政令で定める日から施行することいたしましたのであります。同時に、その該当条文いたしましては、公労法第七条、地公労法第六条、国家公務員法第九節職員团体、地方公務員法第八条、同じく第五十二条ないし第五十五条の二、附則第二十項、附則第三条の各条いたしましたのであります。</p> <p>以上が、修正案の内容とその提案理由の概要でございます。何とぞ皆さま方の御賛同を衷心からお願い申し上げる次第でござります。(拍手)</p> <p>この際、私は、過去五年間のILO審議のあとを顧みまして、一言われわれの所見を申し述べておきたいと存じます。</p> <p>すなわち、それは、かかる国際的責務を負い、かつは、わが国労働者の労働基本権の根源に触れる重要な法案につきましては、政府はもとより、各党は極力党利党略を排し、公正かつ妥当なる解決策を打ち出すべきであつたと思うのであります。</p> <p>もし、法案提出者である政府が、かりにILO案件を条約批准と直接抵触条項の改正にしほって提案したならば、今日のILOをめぐる紛糾は何ら生じ得なかつたと信ずるのであります。(拍手)まさに、ILO問題は、このような出発点からのつなづきによって、文字どおり終日春を求めて春を見ずの経過をたどり、特にILO史上前例のない程において幾たびか紛糾を重ね、この間国会の権威を失墜せしめるなど、われわれはこの機会にひ</p>
---	--

としく猛反省を行なうべきであるとかたく信するのであります。

ILO問題は、この修正案の可決を通じて当面の解決を見たのであります。その本質的な解決は、今後の公務員制度審議会の審議に持ち越されることになつたのであります。したがいまして、今後公務員制度審議会における本案件の審議は、特に慎重かつ公正に行なわれなければならぬと確信をいたすのであります。この見地に立つて、この際すみやかに公務員制度審議会を発足させ、本案に關する諸問題を円満かつ公正に解決し、条約発効に支障を来たさざるよう各党の御協力を特に切望申し上げる次第であります。（拍手）

もしそれ、公務員制度審議会の運営並びに審議が再び党利党略によつて行なわれることがあるといたしますならば、本日ここに三党一致の修正案をもつて事態の收拾をはかることの意味が全く失われますことは言うまでもございません。われわれは、今回のILO審議を通じて学び取つたこれらのとうとい教訓を今後の国会運営に生かし、戦に国会の権威を保持し、常にその機能を最大限に發揮して、もつて全国民の負託にこたえねばならないと存ずるのであります。

ここにわれわれの見解を明らかにし、三党を代表しての私の提案趣旨の説明といたす次第であります。最後に、重ねて、全会一致の御賛同を賜りますよう切に要望し、私の趣旨弁明を終わる次第でございます。（拍手）

○議長(船田中君) これより討論に入ります。

五件及び四修正案に対する討論を一括して行な
う。東洋二三ヶ年（二）。監修直哉。

○ 渋谷直蔵君：ただいま議題となりました結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めるの件、及び公労法、地公労法、国公法、地公法の各一部を改正する法律案、並びに自民、社会、民社三党共同提出にかかる修正提案につき、自由民主党を代表して賛成の討論を行ないます。

ILO八十七号条約批准の問題は、昭和三十二年以來約八年にわたる長年の懸案でありまして、その批准の達成は、すでにわが国のILOに対する国際的な公約であり、あとう限りすみやかな実現が待望されているところであります。

同条約は、ILOがその目的とする労働条件の改善、平和の確立等のための不可欠の手段として重視している結社の自由の原則を国際的規制のものに確保しようとするものでありますし、数あるILO条約の中でも特に基本的な重要性を認められているものの一つであります。

わが国は、同条約と姉妹関係にある九十八号条約については、すでに昭和二十八年に批准を了しているところでありまして、いまや、この八十七号条約についてもすみやかにその批准を行なうことが、わが国もまた国際労働憲章の精神を完全に実施するものであることを世界に顯示するゆえんであります。また、わが国における正常な労使慣行を確立する上からも、さらにまた、労働問題の分野におけるわが国の国際的地位を高める上からもきわめて有意義であると信ずるものであります。

整備を行なうことにあるわけであります。しこうして、政府が前後七回にわたって国会に関係案件の提出を行ない、批准実現のための努力を傾注していくにもかかわらず、これまで同条約の批准が難航を続けた原因は、同条約そのものの批准の是非の問題ではなく、むしろこの批准に伴うこれらの法案の問題にあつたことは周知のとおりであります。わが党といいたしましては、この八十七号条約の批准にあたつては、国内法中同条約に抵触する規定を改正することはもとより、同時に労使関係の正常な運営を確保するため関係法律について所要の整備を行なうことが絶対に必要であるとかねてから確信いたしております。すなわち、わが国においては、広く民間一般の労働の分野では、すでに八十七号条約の規定する総社の自由の原則は完全に確立されているのであります。そこで、今日同条約の批准を行なうに際して問題となるのは、もっぱら国及び地方公共団体の公務員並びに公共企業体の職員の労働関係の分野に限られるのであります。しこうして、これらの方はいざれも勤労者としてその結社の自由を尊重されるべきことは当然でありますが、反面、公務員は憲法に明定するとおり全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する者であり、公共企業体の職員も事するものであり、いざれもその本来の性格からして、その労使関係の正常な運営の確保が最大限に要請されるところであります。

労使関係の正常な運営を確保するため関係法律の整備を行なうことにあるわけであります。しこうして、政府が前後七回にわたって国会に関係案件の提出を行ない、批准実現のための努力を傾注していくにもかかわらず、これまで同条約の批准が難航を続けた原因は、同条約そのものの批准の是非の問題ではなく、むしろこの批准に伴うこれらの法案ではあると、これまでの批准が周知のとおりであります。わが党といいたしましては、この八十七号条約の批准にあたっては、国内法中同条約に抵触する規定を改正することはもとより、同時に労使関係の正常な運営を確保するため関係法律について所要の整備を行なうことが絶対に必要であるとかねてから確信いたしておりますのであります。すなわち、わが国においては、広く民間一般の労働の分野では、すでに八十七号条約の規定する総社の自由の原則は完全に確立されているのであります。まして、今日同条約の批准を行なうに際して問題となるのは、もっぱら国及び地方公共団体の公務員並びに公共企業体の職員の労働関係の分野に限られるのであります。しこうして、これらの者はいざれも勤労者としてその結社の自由を尊重されるべきことは当然でありますが、反面、公務員は憲法に明定するとおり全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する者であり、公共企業体の職員もまた、公務員ではありませんが、公務員に準ずるべきことは、当然であります。しかし、わが国の労働運動は、戦後の二十年を要請されるところであります。

運営に欠けることとなりやすい傾向が残存し、特にこの傾向が官公部門の労働団体において著しいことは、遺憾ながら認めざるを得ない事実であります。

そもそも、日下八十七号条約との関連において改正を予定されておりまする現行公労法四条三項、地公労法五条三項等の規定も、当時、関係労働団体が外部の急進的勢力の支配のもとに、はなはだしい政治的偏向におちいった事態に対する当然の配慮から必要な措置として設けられたものでありますて、今日の情勢のもとにおいて新たに八十七号条約を批准し、これらの規定を改正するに際しましても、自由にして民主的な労働団体の発展をはかるとともに、公務員及び公共企業体職員の労使関係の正常な運営を確保するに必要な措置を講ずることが立法府の当然の責務であると確信するものであります。(拍手)

しかしながら、政府がまさにこのような趣旨から従来国会に提案しておりますた関係法案は、なおその内容をめぐって種々の問題があり、国会においても第四十三回国会及び第四十六回国会では延べ八十時間にも及んで詳細かつ慎重な審議が行なわれたのであります。なおその成立を見るに至らなかつたところであります。もつとも、このような国会審議を通じて、八十七号条約の批准に伴う国内法整備をめぐる諸問題が究明されたことは、一つの大きな収穫であつたと考えられるのであります。そして、政府が今回国会に提出した法案は、従来の政府提出法案とは異なり、従来国会において論議さ

もすればいわゆる政治的偏向におひいり、民衆的運営に欠けることとなりやすい傾向が残存し、特にこの傾向が官公部門の労働団体において著しいことは、遺憾ながら認めざるを得ない事実であります。

そもそも、日下八十七号条約との関連において改正を予定されておりまする現行公労法四条三項、地公労法五条三項等の規定も、当時、關係労働団体が外部の急進的勢力の支配のもとに、はなはだしい政治的偏向におちいった事態に対する当然の配慮から必要な措置として設けられたものでありますて、今日の情勢のもとにおいて新たに八十七号条約を批准し、これらの規定を改正するに際しましても、自由にして民主的な労働団体の発展をはかるとともに、公務員及び公共企業体職員の労使関係の正常な運営を確保するに必要な措置を講ずることが立法府の当然の責務であると確信するものであります。（拍手）

しかしながら、政府がまさにこのようないたん諒旨から従来国会に提案しておりますした関係法案は、なおその内容をめぐって種々の問題があり、国会においても第四十三回国会及び第四十六回国会では延べ八十時間にも及んで詳細かつ慎重な審議が行なわれたのであります。が、なおその成立を見るに至らなかつたところであります。もつとも、このよくなつた国会審議を通じて、八十七号条約の批准に伴う国内法整備をめぐる諸問題が究明されたことは、一つの大きな収穫であったと考えられるのであります。して、政府が今回国会に提出した法案は、従来の政府提出法案とは異なり、従来国会において論議された点や、さらに I-L-O から勧告された点等を配

圧法規であるかのこととき言説をなす向きもあるのであります。が、かくのどときは事をしるもはははだいものといわなければなりません。(拍手)

したがいまして、わが党といたしましては、これららの政府提出法案は、その内容において八十七号条約批准に伴う関係国内法の整備を目的とする法案として妥当なものであることを確信するものであります。(拍手)

以上申し述べた趣旨に立脚して、八十七号条約の承認と、関係国内法規の一括成立は、わが自由民主党の不動の基本方針であります。しかしながら、この問題は何ぶんにも長年にわたり難航を重ねた懸案であり、今回の法案に対しましてもなお一部にこれを批判する向きがあることは事実であります。また、労使関係法規の性格からして、できるだけ労使双方の納得が得られるよう、最大限の努力を尽くすべき」ともまた当然であるといわなければなりません。

今回のILO特別委員会における採決の結果、与野党間の意見の対立が強まりまして、数日前にわたっていわゆる国会の空白状態を惹起したことには、まことに遺憾千万といわざるを得ないのあります。この行き詰まりを開けるため、議長のあつせん案を中心として与野党の意見の一致を見るに至り、その結果、自民、社会、民社三党共同提案により提出された修正案は、この段階においてこの窮状を開けるものとしては適切なものであると考えまして、賛意を表するものであります。ただし、さきにも述べたように、八十七号条約の承認と、関係国内法の一括成立はわが党の基本の方針であります。したがって、一年後の八十七号条約の効力発生とともに、今回の修正により施行を延期された各条項も効力を発生するようになります。

措置されることは、わが自由民主党全党あげての強い要望であります。(拍手)

私は、やがて設置される公務員制度審議会が、公正な立場に立つて一年後の本条約発効までに所要の措置を完了し、各法律が完全に施行されることを心から期待してやまないものであります。

(拍手)

政府におかれでは、長年にわたる本案件の審議の経過、及び右に述べたわが党の強い要請を十分考慮せられまして、万全の措置を講ぜられることを強く要望し、討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 山田耻目君。

【山田耻目君登壇】

○山田耻目君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました結社の自由及び団結権の保護に関する条約八十七号の批准の承認並びに関連する公労法、地公労法、国公法、地公法の四法案に対し、民社党の栗山礼行君より趣旨弁明のありました、自民、社会、民社三党による共同修正案の指摘する内容を含めて、賛成の討論を行ないたいと存じます。(拍手)

日本がILOに復帰いたしましたのは一九五一年でございます。このときILOに加盟しておる

多くの国々から手をひき非難が繰り返され、再加盟も危ぶまれる状態にありました。当時日本政

府を代表して三十四回総会に出席いたしておりま

した日本代表は、ILOの長老でありましたフランクスの前総理ボール・ラマディエ氏の仲介の労を

頼り、その非難を押えたのであります。そのとき

ラマディエ氏は、「われわれはこの放蕩すこの

経験を経てきた日本が、最もよき経験として、その社

会福祉を最もより高い段階に導く」とあること

を将来必ず認めるであろう。そのことを強く希望する。」という歴史的な発言を行なつて、日本の再加盟が承認されたのであります。それ以来十四

年、ILOの条約中最大の基本条約といわれます八十七号条約の批准をめぐつて、国内労組より団結権侵害の提訴がなされ、結社の自由委員会より

日本政府に対し十六回の批准勧告がなされ、政府

は、これに対し批准約束すること十三回、国会に

本条約及び関係法規の提出をすること七回、そ

れで、幾多の交渉の歴史をたどつてまいつたのでござります。

しかし、本日ここに条約八十七号の批准の承認

にわが党は賛成をし、船田議長の裁定による条約

と関連四法案の取り扱いについての三項目を支持

し、これを基礎とする三党共同の修正案の実現を

見るに至りましたことは、世界における六十七番

目の条約批准国としてまさにその歴史的な一瞬を

画そうといたしております。(拍手)わが党として

実に感慨無量のものがござります。

私は、最後に、自後の関係諸問題の取り扱いに

つきまして、佐藤総理大臣に一言要望いたさなく

てはなりません。

あなたは、本年一月来日いたしましたILO調査団のドライヤー委員長が示した提示案をお受け

になりました。三月ございましたが、骨子となる

部分は、労使間に内在する根強い不信感を除去す

ることを先決とし、問題点を話し合うために定期的会議を開き、その結果を国会に報告することを

示唆されております。このこととの推進と

実行は、総理、あなたの責任において、あなたの

イニシアチブにおいて措置するよう求められておるのでござります。あなたはそれもお受けになりました。

ドライヤー委員長のいう抽象的な表現による根強い不信感とは、一体いかなる原因による不信の

感情を指摘しておるのであります。

ヤー委員長のいう不信感とは、条約の精神に見合

う必要適切な立法措置によらなければ解消するこ

とがございます。彼はこの本質をよく承知してい

たが、内政干渉にわたらぬよう、きわめて

控え目に勧告したものと判断しなくてはなりません。

(拍手)

ドライヤー委員長の帰國後、政府並びに労働側は、定期的会議に至る事前の折衝を數回にわ

たつて開かれたと承知いたしております。その内

容は、第一に、日教組の中央交渉等の保証であ

り、第二に、国家公務員、地方公務員、公共企業

等職員の団交権等労働基本権の保証であり、第

三に、本国会でただいま可決されようとする国内

法の取り扱いにあつたと了解いたしております。

この事前折衝の事実が具体的に証明しております。

よう、内在する根強い不信感とは、日本の官公

労働組合が当然保持すべき労働基本権が、いまの

官公労働法体系の中では保障されていないとい

うところに、権利の問題として意識した不信感の根

源が存在するといわなければならないのです。(拍手)

したがつて、以下、私は、わが党の国内法の取

り扱いについての態度を明らかにしておきたいと

存じます。

船田議長の二十日の三党に対する裁定によりま

すれば、国内法の取り扱いについては、第一に、

施行期日の規定にただし書きをつける。ただし、

第〇条の規定は、別に政令の定める日から施行する。」とあります。この点につきましては、裁定本文第三項に依る、「関連四法案中の問題点に關する条項は、公務員制度審議会の答申を得るまでその施行を延期し、審議会の答申はこれを尊重して所要の改正を行なうものとする。」とあることと関連して、三党とも前向きの姿勢で公務員制度審議会の答申が、ILOの精神にのっとり、労使の信頼回復を根底として、早期に導き出されるための努力をし合ふという趣旨のものと理解いたすわくござります。(拍手)

次に、わが党が政府提案の法案のうち、次の諸点について強く反対した理由を申し述べておきたいと存じます。

一つは、在籍専従制度の廃止についてであります。在籍専従制度につきましては、西欧においてもその例があり、しかも終身雇用制のわが国においては、一度離職をすればその後の復職はきわめて困難であり、企業別組合が通常のわが国の労働組織において公務員並びに公共企業体職員のみ在籍専従制度を禁止することは、明らかに組合の弱体化をねらう以外の何ものでもないではございませんか。

二つは、登録、非登録組合による差別扱いについてであります。本来登録の扱いは、法人格を取得することによる差別も、それ以外に他の目的を持つことも許されることは明らかであります。ILO五十四次報告の中にもそのことは明確に指摘を受けておるところであり、交渉、在籍専従について登録による差別をつけることは、本条約第二条並びに第七条に違反するものであると断ぜざるを得ないのであります。

三つは、登録職員団体の構成員並びに職員団体の組合員の範囲は、当然当該組合が自主的に判断

すべきものであつて、登録要件としてその構成員

可決されました。

組合の分断、弱体化をはかることは、組合の自主権を害し、八十七号の精神に違反するものであつて、これまた容認できないところでござります。

修正部分を除いたその他の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

四つは、交渉手続の制限や、チェックオフの禁止などは、本来労使双方の話し合い、協定において行なうべきものであり、法律で一方的に規制することは、国家権力の不当な介入といわざるを得ません。

以上、幾多の自由な組合活動を制限する法案の提出を見たことは、きわめて遺憾であり、この点は、新しく発足する公務員制度審議会において、労働基本権前進の方向で検討されることを強く期待しつゝ、討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

三木君外二十八名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除いたその他原案につき採決いたします。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除いたその他原案につき採決いたします。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、修正案は可決されました。

修正部分を除いたその他の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。(拍手)

次に、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案に対する三木武夫君外二十八名提出の修正案につき採決いたします。

三木君外二十八名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除いたその他の原案につき採決いたします。

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、修正案は可決されました。

出席國務大臣

外務大臣 植名悦三郎君
厚生大臣 神田 博君
労働大臣 石田 博英君

國務大臣 増原 恵吉君

修正部分を除いたその他の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、修正部分を除いたその他の原案は可決されました。

〔拍手〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、修正部分を除いたその他の原案は可決されました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

よつて、解散又は活動を停止させられること。
四、労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設立し、並びにこれらに加入する権利を有し、また労使の団体、連合又は総連合は国際的な労使団体に加入する権利を有すること。
五、労使の団体、連合及び総連合が法人格を取得する場合に前記(一)、(二)及び(三)の規定の適用を制限するようない性質の条件を付してはならないこと。

(内加盟国は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができるよう措置をとるべきこと。等を規定している。

なお、本条約は、国際労働機関の加盟国で、その批准が事務局長により登録されたもののみを拘束し、二加盟国の批准が登録された日の後十二箇月で効力を生することになつており、その後は、いすれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになつていて。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

官報(号外)

二 本件の議決理由
本条約を締結することは、わが国の労使関係における正常な労働慣行を確立し、また労働問題の分野における国際的地位を高めるうえから、適切かつ妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年四月十五日

衆議院議長 舟田 中殿
等特別委員長代理理事 中野 四郎
国際労働条約第八十七号

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに伴い、公共企業体等の職員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して地方公営企業の業務の正常な運営を確保するため関係諸規定について所要の整備を行なうもので、その要旨は次のとおりである。

1 職員のうち管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない旨の規定を削除し、職員のうち使用者の利益を代表する者の範囲は、公共企業体等労働委員会が認定して告示するものとすること。

2 職員でなければ労働組合の組合員又はその役員となることができない旨の規定を削除すること。

本案は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の批准に伴い、同条約の趣旨を実現するための国内法上の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年四月十五日

衆議院議長 舟田 中殿
等特別委員長代理理事 中野 四郎
国際労働条約第八十七号

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

認める場合において、有効期間を定めて与えるものとし、在籍専従の期間は、職員としての在職期間を通じて三年をこえることができないものとすること。

5 在籍専従職員は、休職者とし、休職者とするものとすること。

本案は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに伴い、地方公営企業の職員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して地方公営企業の業務の正常な運営を確保するため関係諸規定について所要の整備を行なうもので、その要旨は次のとおりである。

1 職員のうち管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない旨の規定を削除し、職員のうち使用者の利益を代表する者の範囲は、労働委員会が認定して告示するものとすること。

2 職員でなければ労働組合の組合員又はその役員となることができない旨の規定を削除すること。

3 職員は、労働組合の業務にもつぱら従事することができないものとするが、地方公営企業の許可を受けて、労働組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでないものとすること。

4 在籍専従の許可是、地方公営企業が相当と認める場合において、有効期間を定めて与えるものとし、在籍専従の期間は、職員としての在職期間を通じて三年をこえることができないものとすること。

5 在籍専従職員は、休職者とし、休職者とするものとすること。

右報告する。

昭和四十年四月十五日

衆議院議長 舟田 中殿
等特別委員長代理理事 中野 四郎
国際労働条約第八十七号

理に關する他の行政機關の方針、計画等の企画調整、國家公務員に関する制度の企画及び立案、能率、厚生、服務、特別職の職員の給与、退職手当等に関する事務を所掌させ、これに伴い、総理府總務長官を國務大臣をもつて充てることに改めるとともに、總務副長官二人を置くものとし、総理府の定員を増加するものとする。

(ハ) 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事行政の公正の確保をつゝこと。

(イ) 人事主任官會議を廃止し、総理府及び各省等に置かれる人事官を人事管理官に改めるものとする。

6 公務員制度審議会に関する事項

国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働關係の基本に関する事項を調査審議させるため、総理府に学識経験のある者、國、地方公共団体及び公共企業体を代表する者並びに國、地方公共団体及び公共企業体の職員を代表する者をもつて組織する公務員制度審議会を設置するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、結社の自由及び團結権の保護に関するものとすること。

る条約(第八十七号)の批准に伴い、同条約による

旨を実現するための国内法上の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、一千八百五万八千円が、昭和四十年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十年四月十五日

国際労働条約第八十七号 等特別委員長代理理事 中野 四郎
衆議院議長 船田 中殿

一 議案の要旨及び目的

本案は、結社の自由及び團結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに際し、国家公務員の職員団体に関する規定を改正するとともに、これに連絡して所要の規定の整備を行なうもので、その要旨は次のとおりである。

(ア) 新たに職員団体の定義を設け、職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうものとすること。

(イ) 管理若しくは監督の地位にある職員又は、機密の事務を取り扱う職員と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないものとし、管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとすること。

2 職員団体の登録に関する事項

(ア) 職員団体の登録に関する事務は、人事委員会又は公平委員会が行なうものとし、職員団体の登録の要件として特に次の事項を規定するものとすること。

規約の作成及び変更等については構成員全員の過半数によることを必要とするが、役員の選挙については投票者の過半数によることをもつて足りるものとする。

同一の地方公共団体に属する職員のみをもつて組織されることを要するが、その意に反して又は懲戒として免職処分を受けた者で一年以内のもの又は係争中のものを構成員にとどめていること、及び職員でない役員を構成員としていることを妨げないものとする。

(イ) 職員ではない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならないものとすること。

3 職員団体の交渉に関する事項

(ア) 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から勤務条件に関する事項に附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申

入れがあつた場合においては、その申入れに応すべき地位に立つものとすること。

(イ) 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができるものとすること。

(ア) 職員団体が交渉するとのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定するとのできる当局とするものとし、交渉は、職員団体と当局との間にあって員数、交渉当事者、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとし、これに適合しないこととなるとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができるものとすること。

(イ) 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができないものとするが、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでないものとすること。

(ア) 在籍専従の許可は、任命権者が相当と認める場合において有効期間を定めて与えるものとし、在籍専従の期間は、職員としての在籍期間を通じて三年をこえることができないものとすること。及び在籍専従職員は、休職者とし、休職者とされている期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間

に算入されないものとすること。

(4) この法律の施行後二年間は、職員は、従

前の例により、登録を受けた職員団体の役

員として当該職員団体の業務にもつぱら從

事することができるものとする。

5 その他

(1) 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接その職員に、その全額を支払わなければならないものとすること。

(2) 教育公務員特別法を改正して、公立学校の職員に係る管理職員等の範囲は、国立学校の職員の例に準じ、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の批准に伴い、同条約の趣旨を実現するための国内法上の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年四月十五日

国際労働条約第八十七号
等特別委員長代理理事 中野 四郎

衆議院議長 船田 中殿

衆議院会議録第三十一号中正誤

一 行 段 行 行 時 三 二 一 刻 も	二 行 行 料 併 科 誤 誤 誤 誤 誤	三 併 科 誤 誤 誤 誤 誤	四 正 正 正 正 正
衆議院会議録第三十二号中正誤			

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

昭和四十年四月二十一日衆議院会議録第三十七号

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(配達料五円)

発行所

大藏省印刷局
 東京都港区赤坂葵町二番地
 電話 東京 五八二四四一(土)